

令和 8 年度 放課後児童健全育成事業

「色麻町学童保育」 利用申請のご案内

【申請書類受付】

受付期間：令和 7 年 11 月 4 日（火）から 11 月 21 日（金）まで

受付場所：色麻町学童保育施設（平日：午前 10 時から午後 6 時まで）

※新規申請児童は、学童保育施設で簡単な面談を実施しますので、申請書類を提出する際にお子様も同伴いただきますようお願いいたします。

※面談は、事前予約が必要です。（予約電話番号：学童保育施設 65-5070）

※受付期間内に申請し、要件を満たした方から優先に選考します。受付順ではありません。

【申請に必要な書類】

- | | | |
|--|---|----------------------|
| ☐ 学童保育利用申請書
☐ 利用意向確認票
☐ 児童調査票
☐ 学童保育利用に関する同意書 | } | （※申請児童 1 人につき 1 枚提出） |
| ☐ 保育の必要な事由を証明するもの（※同居している家族全員分） | | |
| ☐ その他、必要に応じた書類 | | |

※きょうだいが同時に申請する際も、児童 1 人につき 1 枚ずつ申請書類の提出が必要になります（児童 2 人目以降の添付書類は写しの提出で構いません）。

※添付書類も含めすべての書類が整ってからの受付となります。

【留意事項】

- ・申請書類を基に選考を行います。選考の結果、希望どおりにならない場合がありますのでご了承ください。
- ・申請内容について確認の連絡や事前面談を行う場合があります。

目 次

色麻町学童保育の概要（P 1）

- 学童保育とは
- 支援内容について
- 利用区分について
- 学童保育施設について
- 開設期間等について

通年利用、長期休業利用について（P 2）

- 利用要件
- 利用期間
- 定員
- 利用選考
- 利用料金
- 利用申請方法
- 申請に必要な書類
- 利用者説明会
- 留意事項

一時保育利用について（P 6）

- 一時保育利用とは
- 利用要件
- 利用料金
- 利用申請方法
- 留意事項

問い合わせ先

色麻町子育て支援課（保健福祉センター内）

所在地：〒981-4122 色麻町四竈字杉成27番地2

電 話：66-1731 FAX：66-1717

色麻町学童保育の概要

■学童保育とは

保護者や同居家族が就労等により昼間家庭にいない児童に、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

■支援内容について

- ・放課後児童支援員が児童の安全確保や管理に努めながら、遊びや仲間づくりを支援します。
- ・児童の発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるように支援します。
- ・一人一人の特性や状況を踏まえた環境づくりと育成を支援します。

■利用区分について

家庭の状況を踏まえ、次の利用区分により利用方法を選択します。

- ☐ 通年利用 1年を通して日々の利用（長期休業利用を含む）が必要な方
- ☐ 長期休業利用 学校の長期休業日（学年始、夏季、冬季、学年末）のみ利用が必要な方
- ☐ 一時保育利用 1か月に数回程度、保護者等の事情により一時的に1日単位で利用が必要な方

■学童保育施設について

- ☐ 名称 色麻町学童保育施設（専用施設）
- ☐ 所在地 色麻町四竈字狐塚23番地（色麻学園東側）
- ☐ 連絡先 0229-65-5070
- ☐ 運営 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社（委託）

■開設期間等について

- ☐ 開設期間 4月1日から翌年3月31日まで
- ☐ 開設時間 学校授業日：放課後から午後6時まで
学校休業日：午前7時30分から午後6時まで
やむを得ず時間を延長して利用する場合：午後6時30分まで
- ☐ 休業日 日曜日、国民の祝日
お盆期間（8月13日から16日まで）
年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
その他、町長が必要と認めた日
 - ・学校行事（運動会、学習発表会等）
 - ・感染症、自然災害等により、学校が臨時休業となった日

通年利用、長期休業利用について

■利用要件

通年または学校長期休業日に学童保育を利用するには、次の要件を満たす必要があります。

①色麻学園前期課程に就学し、次のいずれかに該当している児童

- ・保護者または保護者に準ずる方（18歳以上75歳未満の同居親族等、以下「保護者等」といいます。）が就労等により昼間家庭にいない児童
- ・保護者等が疾病その他の事由（負傷、障害等）により放課後家庭で保護指導が受けられない児童
- ・健全育成上、町長が特に保護指導を必要と認めた児童

※特別な支援が必要な児童の場合は、事前にご相談ください。

②その他、次に該当している児童

- ・保護者等が利用料金の滞納をしていない児童（きょうだい利用による滞納も含む）

※滞納が確認された場合は、利用要件を満たしていないため、申請書類をお返しします。利用料金を納めた上で再度申請いただくことは可能ですが、再度申請いただいた日が受付日となります。

■利用期間

学童保育の利用期間は、4月1日から翌年3月31日までですが、利用区分または保護者等の要件により利用期間が異なります。

【利用区分別】※暦または学校行事の関係上、利用期間が前後する場合があります。

利用区分		利用期間
通年利用		利用日から翌年3月31日まで
長期休業利用	学年始休業	4月1日から4月7日まで
	夏季休業	7月21日から8月25日まで
	冬季休業	12月24日から翌年1月7日まで
	学年末休業	3月25日から3月31日まで

【要件別】

保護者等の要件	利用期間
就労の場合	利用日から就労の終了日まで
疾病（負傷）の場合	利用日から診断書に記載のある日まで
親族等の介護の場合	利用日から診断書に記載のある日まで
産前産後期間中の場合	産前2か月、産後2か月

■定員

おおむね80名

※運営上の都合等により、利用者数が増減する場合があります。

■利用選考

保護者等の就労状況、同居親族の有無、学年、家庭の状況等を総合的に判断し選考します。

※受付期間内に申請し、要件を満たした方から優先に選考します。受付順ではありません。

※選考時点で利用料金の滞納がある場合は、その実態を踏まえて調整・判断する場合があります。

■利用料金

□学童保育利用料

利用区分		利用料金
通年利用		4,000円/月（8月のみ6,000円/月）
長期休業利用	学年始休業	1,500円
	夏季休業	6,000円
	冬季休業	1,500円
	学年末休業	1,500円
延長利用		200円/日

- ・利用期間に1度も利用がなかった場合でも、利用区分に応じた利用料金をご負担いただきます。
- ・利用区分の変更または利用辞退の手続きを行っていない場合は、利用料金が発生します。前月25日までに手続きが必要です。
- ・利用料金の日割計算は行っておりません。そのため、月途中で利用辞退手続きした場合でも上記月額をお支払いいただきます。
- ・延長利用をした場合は、延長利用日の翌月に利用料金をご請求します。

□行事代等

学童保育利用料とは別に、学童保育で行う各種行事等について実費をご負担いただく場合があります。運営事業者の請求に基づきお支払いください。

■利用申請方法

□受付期間 令和7年11月4日（火）から11月21日（金）まで

□受付場所 色麻町学童保育施設（平日の午前10時から午後6時まで）

※新規申請児童は、簡単な面談を実施いたしますので、申請書類を提出する際にお子様も同伴いただきますようお願いいたします。

※面談は事前予約が必要です。（予約電話番号：学童保育施設65-5070）

※令和7年度からの継続利用者についても面談を実施する場合があります。

□必要書類 ①学童保育利用申請書

②利用意向確認票

③児童調査票

④学童保育利用に関する同意書

⑤保育の必要な事由を証明するもの（同居している家族全員分）

⑥その他、必要に応じた書類

□利用決定 申請に基づき審査し、利用可否を通知します。

※申請した方全員が利用できるとは限りません。

□その他 申請、決定を辞退または取下げする場合は、「学童保育利用辞退届」をご提出ください。

■申請に必要な書類

	状況等	必要書類	備考
①	学童保育の利用を申請する場合	・学童保育利用申請書	単身赴任中のご家族がいる場合は、申請書の勤務先名の欄にその旨記載してください。 例) (株)〇×(単身赴任中)
②		・利用意向確認票	
③		・児童調査票	
④		・学童保育利用に関する同意書	
5	保護者等が会社等で就労（内定）している場合	・就労証明書 （勤務している家族全員分）	勤務（内定）先で証明を受けてください。
6	保護者等が自営業等で就労している場合	・就労証明書（就労状況申立書）	申立内容について地区の民生委員に確認する場合があります。
7	保護者等が疾病又は障害の場合	・申立書 ・医師の診断書の写し ・障害者手帳等の写し	療養期間又は障害を確認できる箇所をご提出ください。
8	同居親族の介護・看護の場合	・申立書 ・医師の診断書の写し ・障害者手帳等の写し ・介護保険被保険者証の写し	
9	保護者等が産前産後期間中である場合	・申立書 ・母子健康手帳の写し	出産（予定）日を確認できる箇所をご提出ください。
10	その他、保護者等が児童を保護できない特別な理由がある場合	・申立書 ・当該理由が確認できる書類	児童を保護できない状況を記載したものを提出してください。
11	児童が障害を有する場合	・障害者手帳等の写し	障害を確認できる箇所をご提出ください。

- ・きょうだいが同時に申請する際も、①～④は児童1人につき1枚ずつ提出が必要です（児童2人目以降の添付書類（5～10）は写しの提出で構いません）。

□就労証明書

- ・未就学児のきょうだいの認定こども園等申請で就労証明書を提出する場合は、写しの提出で構いませんので、その旨申し出てください。
- ・同居家族の方で働いている方（単身赴任を含む）は、全員提出していただきます。
- ・勤務（内定）先から記入していただき、証明を受けてください。
- ・自営業等の場合は、就労証明書及び裏面の就労状況申立書を記入してください。

■利用者説明会

利用決定後、利用者を対象とした説明会を実施する予定ですのでご出席ください。詳細のご案内については、利用許可決定通知に同封させていただきます。

■留意事項

- ①申請内容について確認の連絡や事前面談を行う場合があります。
- ②児童の集団生活における状況等を把握するため、認定こども園、色麻学園等の関係機関と情報交換や情報共有をする場合があります。
- ③緊急連絡先は、**確実に連絡がとれる番号を優先的に記入してください。**
- ④申請内容に虚偽が認められた場合は、利用をお断りする場合があります。
- ⑤現在利用中または過去に利用された方についても、**毎年申請が必要**です。
- ⑥定員を超過する申請がある場合は、年度途中での申請を受け付けない場合があります。
- ⑦利用料金の**滞納がある場合は、その実態を踏まえて調整・判断する場合があります。**
- ⑧通年利用及び長期休業利用の申請を予定している方で、1か月の利用回数が次の場合は、規定の料金に満たないため「一時保育利用（平日：300円/日、休日：500円/日）」をおすすめします。【※P6参照】
【例1】
□通年利用（4,000円/月）
 - ・平日13日以内：300円/日×13日＝**3,900円**
 - ・平日6日＋土曜日4日：300円/日×6日＋500円/日×4日＝1,800円＋2,000円＝**3,800円**
【例2】
□長期休業利用（夏季：6,000円/月、その他：1,500円）
 - ・夏季休業期間11日以内：500円/日×11日＝**5,500円**
 - ・その他休業期間2日以内：500円/日×2日＝**1,000円**
- ⑨月途中での利用開始または利用辞退の場合、利用料金の日割計算は行っておりません。月額利用料金をお支払いいただきます。
- ⑩通年利用から長期休暇休業に変更する場合は、前月25日までに「学童保育登録事項変更届」を子育て支援課までご提出ください。なお、**長期休業利用から通年利用への変更はできません**ので、ご注意ください。

一時保育利用について

■一時保育利用とは

学童保育を日々利用していない児童が1か月に数回程度、保護者等の事情により一時的に家庭で保護指導が受けられない場合、1日単位で学童保育利用児童と同様に利用することができます。

■利用要件

- ・色麻学園前期課程に就学している児童
 - ・保護者等が利用料金の滞納をしていない児童（きょうだい利用による滞納も含む）
- ※1日の利用定員は5人です。申請時点で定員に達している場合は、利用できません。
- ※滞納が確認された場合は、利用要件を満たしていないため、申請できません。
- ※特別な支援が必要な児童の場合は、事前にご相談ください。

■利用料金

□学童一時保育利用料

利用区分	利用料金
学校授業日	300円/日
学校休業日	500円/日
延長利用	200円/日

- ・学童一時保育利用料は利用実績に基づき、翌月に請求します。
- ・事前に欠席の連絡がない場合は、利用区分に応じた利用料金をご負担いただきます。

■利用申請方法

- 受付期間 利用の都度申請（利用希望日の7日前まで）※今回の受付期間内での申請は不要です。
- 受付場所 子育て支援課（平日の午前8時30分から午後5時15分まで）
- 必要書類 ①学童一時保育利用申請書
②児童調査票
③学童保育利用に関する同意書
- ※年度内で2回目以降の利用の場合は、①のみご提出ください。
- 利用決定 申請に基づき審査し、利用可否を通知します。
- ※申請した方全員が利用できるとは限りません。

■留意事項

- ①申請内容について確認の連絡や事前面談を行う場合があります。
- ②児童の集団生活における状況等を把握するため、認定こども園、色麻学園等の関係機関と情報交換や情報共有をする場合があります。
- ③申請内容に虚偽が認められた場合は、利用をお断りする場合があります。
- ④過去に利用された方についても、その都度申請が必要です。
- ⑤利用料金の滞納がある場合は、その実態を踏まえて調整・判断する場合があります。